

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-01	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根			
		担当者名	塚野	内線	2813			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-04-01	地域環境整備対策費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 6年度 <input type="checkbox"/> 5年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	通称「荒川ルール条例」					
終期設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	区内で延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンションが建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止しようとするものである。							
対象者等	延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンション建築主							
内容	<p>○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。</p> <p>○一定規模のマンション計画の初期段階において開発事業者側の構想を周辺住民に伝える住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。</p> <p>○条例手続きの流れは以下のとおり</p> <p>①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会から区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>							
経過	<p>○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</p> <p>○上記要綱の対象となるマンションの延べ面積を5,000㎡から3,000㎡に引き下げるとともに、協議に応じない事業者への勧告や事実経過の公表を可能とするため、区は、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定し、同日施行した。</p> <p>○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。</p>							
必要性	一定規模のマンション建設における紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	建築紛争未然予防割合（%）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数
	②	協定締結率（%）	100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続	継続	一定規模のマンション建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止する制度として極めて有用であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		424	297	255	253	251	251	252
決算額 (6年度は見込み)		151	83	84	83	0	107	252
実績の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事項名 (6年度は見込み)								
届出件数		6	3	5	8	6	6	6
事業者による説明会回数		6	2	3	3	6	6	6
地域関係者会議の回数		21	11	13	14	3	3	5
アドバイザー派遣回数		2	1	2	2	0	1	2
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	アドバイザー報酬	0	報酬	アドバイザー報酬	101	報酬	アドバイザー報酬	224
旅費	アドバイザー旅費	0	旅費	アドバイザー旅費	5	旅費	アドバイザー旅費	9
需用費	連絡調整会議賄い	0	需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	18

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,123	4,232	109	地方税等	0	0	0
	物件費	0	5	5	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	239	2,242	2,003	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,362	▲ 6,479	▲ 2,117
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,362	6,479	2,117	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,362	▲ 6,479	▲ 2,117
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,362	▲ 6,479	▲ 2,117	

備考

5年度においては、アドバイザーの派遣により物件費が発生した。

問題点・課題

○建物高さの低減や敷地境界からのセットバックなどを求める意見が地域関係者から出るが、法令の範囲内であることから事業者が計画を見直す可能性は極めて少ない。
 ○既存建物の解体工事時の対応など、計画初期段階での地元住民が受けた事業者に対する悪い印象が、その後の建築計画に大きく影響するため、周辺住民に対し丁寧な対応を心がけるよう事業者に要請している。
 ○地元町会との協議や資源ごみ集積場所の検討、商業施設への駐輪場の設置など、近隣への影響について地域関係者と事業者が話し合える環境を整える必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	資源ごみ集積場所に関する町会、周辺環境への影響など、あらゆる場面において事業者への働きかけを行っていく。	近隣周知に関して、配付漏れなどが生じないように、事業者への働きかけを強化した。	ごみ集積場所の調整や町会加入、近隣周知など、あらゆる場面において事業者への働きかけを行っていく。
②	物価高騰の影響から事業者の近隣対応が厳しさを増す中、建築紛争防止に向けて注意深く対応する必要がある。	事業者の近隣対応が厳しさを増す中、建築紛争防止に向けて早期の段階でアドバイザー派遣を活用しながら協議を進めた。	地域関係者会議による対面協議やアドバイザー派遣を活用しながら、協定締結までの期間短縮に努めていく。
③			

他区の実況

(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

議会要旨

・平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について
 ・平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根			
		担当者名	宇野	内線	2813			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 43（ 1968 ）年度	根拠	都市計画法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土等）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街地の形成を防止するとともに、安全で良好な宅地水準を確保する。							
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者							
内容	<p>以下の技術基準に適合しているかどうか審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等から相当の同意を得ていること <p>※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導</p>							
経過	<p>昭和43年6月15日 都市計画法公布</p> <p>平成12年4月 1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる</p> <p>平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発許可が不要とされていた国及び都道府県等が行う開発行為についても、開発行為の協議は必要となる</p> <p>令和 2年4月 1日 東京都は、開発許可の審査基準の改定を行った。主な内容は以下のとおり。</p> <p>①区域内の道路における無電柱化の技術的指針を都のホームページで公表</p> <p>②「質の変更」に係る許可対象面積の下限を3,000㎡以上から500㎡以上とする</p> <p>③開発区域の一体性の判断基準において、事業の関連性に基づく規定を設ける等</p> <p>令和 3年 4月 1日 上記の東京都の改定を踏まえ荒川区開発審査基準を改正</p> <p>令和 4年 4月28日 災害危険区域等における適用区分の変更に伴い、区の審査基準を一部改正</p>							
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	許可までの日数(審査期間)(日)	34	0	31	30	30	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		継続						
法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (6年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	許可件数 (基準：許可日、変更含む)	3	0	1	4	0	2	
	開発登録簿写しの交付 (部数)	56	47	54	71	62	60	
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	4,123	4,130	7	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	239	2,242	2,003	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	4,362	6,372	2,010	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○盛土規制法の運用開始に伴い、関連する都市計画法の開発許可の審査基準や手続きを見直す必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	必要に応じて審査基準等を改訂し、社会状況に則した適切な運用を行う。	審査基準及び手引きの改訂は行っていないが、社会状況に則した適切な運用を行った。	都の審査基準を参考に区の審査基準を見直すとともに、新たな法適合証明書の発行手続きに向けて、適切な運用を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議決要旨			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-03	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根			
		担当者名	塚野	内線	2813			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	都市計画審議会費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 6年度 <input type="checkbox"/> 5年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47（ 1972 ）年度	根拠	都市計画法					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査・審議を行なう。また、関係行政機関に対し、必要に応じて都市計画に関する事項の建議を行なう。							
対象者等	荒川区全域							
内容	<input type="checkbox"/> 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 <input type="checkbox"/> 構成員 学識経験者6人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都建設局、警察、消防）、区民5人 計19人							
経過	<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年度都市計画審議会の開催 第1回 ①都市計画公園（宮前公園、荒川公園、町屋公園）の変更 [事前説明] 第2回 ①都市計画公園（宮前公園、荒川公園）の変更 [審議・答申] 第3回 ①都市計画公園（町屋公園）の変更 [審議・答申] ②都市計画用途地域等の一括変更 ・用途地域の一括変更（東京都決定） [諮問・答申] ・高度地区、防火及び準防火地域、中高層階住居専用地区、特別工業地区、地区計画の一括変更（荒川区決定） [審議・答申] <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年度都市計画審議会の開催 第1回 ①都市計画公園（宮前公園）の変更 [審議・答申]							
必要性	区の都市計画を定める際の都市計画案を調査審議するため、都市計画法に基づき設置された機関であり、区の都市計画決定の手続きに際し都市計画審議会での審議・答申が不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	審議会開催件数	5	3	1	2	-	必要に応じて開催
	②	案件審議件数	5	4	1	3	-	必要に応じて開催
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度	7年度							
継続	継続	都市計画の決定に当り、区民や専門家等の意見を反映していくため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		838	969	916	1,056	829	829	831
決算額（6年度は見込み）		399	838	652	1,011	611	187	831
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	開催回数（回）	2	4	3	5	3	1	2
	委員平均参加率（％）	90	88	98	89	95	95	95
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審議会委員報酬	524	報酬	審議会委員報酬	151	報酬	審議会委員報酬	692
旅費	審議会委員旅費	8	旅費	審議会委員旅費	2	旅費	審議会委員旅費	27
需用費	審議会賄い	7	需用費	審議会賄い	2	需用費	審議会賄い	8
役務費	議事録作成料	73	役務費	議事録作成料	24	役務費	議事録作成料	80
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	8	使用料等	会場使用料	24

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	2,070	1,699	▲ 371	地方税等	0	0	0
	物件費	87	36	▲ 51	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	90	841	751	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,247	▲ 2,576	▲ 329
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,247	2,576	329	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,247	▲ 2,576	▲ 329
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,247	▲ 2,576	▲ 329

備考

5年度においては、審議会の開催実績減に伴い物件費が減少した。

問題点・課題

○都市計画審議会は、都市計画案件に応じて開催しているが、年度により案件数が変動するため、案件数が多い場合は、いかに効率よく開催するかが課題である。

○都市計画案件には、専門的な用語や事例が多いため、審議会の円滑な進行に向けて区民委員への事前の説明・周知が有効である。

○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点も含め、会議時間の短縮に向けて効率化を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、定期開催準用による案件の集約により、審議会を効率的に運営する。	昨年からの継続的な案件のため、審議答申を簡略化することにより、効率的な運営を行った。	定期開催準用による案件の集約や継続案件の審議の簡略化により、審議会を効率的に運営する。
②	感染症対策を継続するとともに、案件に応じた資料作成の工夫や勉強会の実施など、審議の充実を図る。	感染症対策を継続するとともに、案件に応じた資料作成の工夫など、審議の充実を図った。	感染症対策を継続するとともに、案件に応じた資料作成の工夫や勉強会の実施など、審議の充実を図る。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
況(要旨)	議会質問状

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	都市復興計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根	
			担当者名	遠藤	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地に対し、その緊急かつ健全な復興を図るために必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。						
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区						
内容	<p>（都市復興マニュアル）</p> <p>【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降）</p> <p>○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針について検証、検討を進める</p> <p>○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加</p> <p>○被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>※被災宅地危険度判定士 65名（令和5年度末）</p>						
経過	平成9年度	（都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定					
	平成10年度	（都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施					
	平成12年度	（都）震災対策条例公布					
	平成13年度	（都）震災復興グランドデザイン策定					
	平成13年10月	東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施					
	平成14年度	荒川区震災等による被災市街地復興条例制定					
	平成15年9月	（都）震災復興マニュアル策定※都市復興と生活復興を統合し再編（H28.3）R3.3修正					
	平成20年度	荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正）					
	平成25年6月	（都）区市町村震災復興標準マニュアル作成（H29.3修正）					
	平成30年度	大規模災害からの復興に関する法律公布					
		都市復興訓練（都主催）を荒川区にて開催					
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	② 都市復興模擬訓練への参加者数(人)	0	1	5	9	2	参加人数
③ 被災宅地危険度判定士の登録者数(人)	66	67	69	65	75	登録者数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度	7年度						
継続	継続	災害時における都市復興に対応するため、継続して実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (6年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	復興模擬訓練の開催回数 (都)	1	1	0	1	1	1	1
	被災宅地判定士講習会の開催回数 (都)	1	1	1	1	1	1	1
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	2,061	2,065	4	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	120	1,121	1,001	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 2,181	▲ 3,186	▲ 1,005
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	2,181	3,186	1,005	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 2,181	▲ 3,186	▲ 1,005
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 2,181	▲ 3,186	▲ 1,005

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○都市復興マニュアルを実効性のあるものにしていくために、東京都の改正等を踏まえて、内容の検証を行う必要がある。また、併せて、事前準備やマニュアルに即した区職員による復興研修の実施等が必要である。
○東京都が開催する都市復興訓練の経験者を増やすとともに、被災者支援システムとの連携等も検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都が主催する復興訓練に引き続き参加する。	東京都が主催する復興訓練等に参加した。	東京都が主催する復興訓練等に引き続き参加する。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)	
	都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区	

況 (要旨)	議会質問状
	・平成13年2定 震災復興条例の制定について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-05		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	土地利用現況調査		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	嶋根	
			担当者名	宇野		内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-06-01		土地利用現況調査費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 61（ 1986 ）年度		根拠	都市計画法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度		法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備						
	施策	01 快適な市街地環境への誘導						
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、まちの経年変化を把握する。 また、都市計画の変更に合わせて、随時、都市計画図等を閲覧できるシステムを更新して、都市計画情報を公開する。							
対象者等	区内全域の土地・建築物							
内容	○主な事項 ・ 都は、概ね5年ごとに、都市計画法に基づき、都市計画に関する基礎調査（土地利用現況調査【直近：令和3年度】、都市計画基礎調査【直近：令和5年度】、）を実施している。 ・ 区は、都が実施した土地利用現況調査結果のデータを借り受け、翌年度に、区の調査項目を追加してデータ作成を行っている。 ○付属事項 ・ 土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。 ・ 都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。 ・ 用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時） ・ まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）							
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度） 荒川区地図情報システム[統合型GIS及び公開型GIS]の更新及び構築（平成29年度） 荒川区地図情報システム[公開型GIS]運用開始（平成30年度）							
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 統合型及び公開型GIS更新業務委託(3,740,000円)、都市計画図作成業務委託(1,795,750円)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	都市計画図アクセス状況(数)(荒川区ホームページ)	37,287	35,350	29,421	35,000	35,000	年単位(R5年1月～R5年12月末)(※年度単位ではない)
	②	地図情報アクセス状況(数)(区外部サイト)	30,133	31,006	34,371	30,000	30,000	年単位(R5年1月～R5年12月末)(※年度単位ではない)
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		土地利用現況調査の実施により、街の経年変化や各まちづくり事業の進捗状況を把握することができ、新たなまちづくり施策の立案の基礎資料として活用できる。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		2,588	3,266	3,003	3,670	11,737	5,672	5,634
決算額(6年度は見込み)		1,367	2,283	2,140	3,020	11,309	5,311	5,634
実績の推移	事項名(6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	荒川区都市計画図(発行部数)	300	1,000	1,000	700	1,000	1,000	
	荒川区白図(発行部数)	-	-	-	-	-	-	
予算・決算の内訳								
令和4年度(決算)			令和5年度(決算)			令和6年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	インターネット接続料	40	役務費	インターネット接続料	40	役務費	インターネット接続料	40
委託料	GISデータ更新作業他	11,212	委託料	GISデータ更新作業他	5,214	委託料	GISデータ更新作業他	5,536
使用料等	地形図使用料(都市計画図作成用)	58	使用料等	地形図使用料(都市計画図作成用)	58	使用料等	地形図使用料(都市計画図作成用)	58

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	4,123	4,130	7	地方税等	0	0	0
	物件費	11,309	5,311	▲ 5,998	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	239	2,242	2,003	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,671	▲ 11,683	3,988
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	15,671	11,683	▲ 3,988	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,671	▲ 11,683	3,988
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 15,671	▲ 11,683	3,988

備考 5年度においては、都市計画情報データ更新委託料等の減に伴い物件費が減少した。

問題点・課題 都市計画情報・道路台帳平面図・指定道路図をあわせて搭載する「地図情報システム」を必要に応じて更新・改善を行い、サービスの向上を図る。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市計画変更のタイミングに合わせて地図情報を更新し、最新の情報を提供する。	都市計画変更のタイミングに合わせて地図情報を更新し、最新の情報を提供している。	前年度同様に最新の情報を提供できるよう、地図情報の更新は常に行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	嶋根	
			担当者名	宇野		内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設整備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。							
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延床面積1,000㎡以上の建築物、③6戸以上の共同住宅等及び長屋、④墓地又は納骨堂の設置、⑤ペット火葬施設等の設置、⑥移動火葬施設の使用							
内容	<p>○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。 近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壤汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>○工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行う。</p>							
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱） 昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱） 平成9年9月現要綱制定 ※以後13回改正、最終改正平成30年3月 平成19年9月改正（集合住宅を条例化） 平成25年3月改正（戸建住宅等を条例化） 平成30年3月改正（小規模な共同住宅・寄宿舎・長屋を新たに対象）							
必要性	秩序ある民間開発を促進し、既成市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	協定締結率（%）	66	66	100	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		継続		区の街づくり方針に合わせた開発を誘導する事業であるため、継続して指導する。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (6年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	事前申出書提出(件)	89	83	78	84	83	83	
	協定書締結(件)	8	2	6	6	1	5	
	協定履行確認(件)	7	4	5	5	3	5	

予算・決算の内訳								
令和4年度(決算)			令和5年度(決算)			令和6年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	4,123	4,130	7	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	239	2,242	2,003	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,362	6,372	2,010	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 「墓地又は納骨堂の設置」「ペットの火葬施設等の設置」「移動火葬施設の使用」は、近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会状況に則し、適切な運用を行う。	社会状況に応じた、適切な運用、情報収集を行っている。	社会状況に応じた、適切な運用、情報収集を行っていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
未実施地区：9区 (新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川)

議会議事録(要旨) 状況

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-07		戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	魅力ある都市景観づくり		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根		
			担当者名	塚野	内線	2813		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 6年度 <input type="checkbox"/> 5年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 11	(1999)	年度	根拠	景観法・都景観条例・区景観条例			
終期設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	令和 7	(2025)	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内		<input checked="" type="checkbox"/> 都基準内	<input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画	<input type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区民と事業者と区が協働し、都内唯一残る都電や開放感のある隅田川、寺町風景の残る日暮里台地など、良好な景観を守り育てていくとともに、新たな景観形成の実現を図る。							
対象者等	○一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主、宅地開発を行う事業主等 ○景観まちづくりに関心のある区民等							
内容	○荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めるとともに、区民等、事業者及び区が協働して、「新しい息吹のなかにも、下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる」ことを目的としている。 ○荒川区景観審議会 審議内容 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 開催状況 開催9回、直近の開催は令和4年5月25日 構成員 学識経験者3人、区議会議員5人、関係団体4人、区民5人 計16人 ○景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。							
経過	平成16年6月	景観法の公布（17年6月全面施行）						
	平成20年度	区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施						
	平成21-22年度	景観法を踏まえた区の景観計画(案)、景観条例(案)を作成						
	平成23年度	区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした						
	平成24年度	以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続						
	平成28	景観まちづくり塾の実施（計27回）						
	-令和元年度	景観まちづくりシンポジウムの開催（計3回）						
	令和2-3年度	景観まちづくりオンラインシンポジウムの開催（計3回開催）						
	令和4-5年度	景観まちづくり塾の開催（計12回開催予定）						
必要性	良好な景観の形成は、魅力ある街づくりを進めていく上で、また、潤いのある豊かさを感じられる生活環境の創造に不可欠であり、これを進めていくことにより区民一人ひとりが生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」「まちづくり」につながるものである。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率(%)	91	79	91	92	95	・対応率=対応案件数/事前協議件数
	②	景観まちづくり塾参加者数(累計)	65	103	130	155	200	
③	勧告・変更命令件数	0	0	0	0	0		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
推進		推進						
生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりを推進していく。								

予算・決算額等の推移	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額	3,497	3,118	2,709	2,538	2,504	2,496	2,538
決算額 (6年度は見込み)	1,431	1,318	1,032	812	1,278	1,364	2,538
実績の推移	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事項名 (6年度は見込み)							
事前協議件数	60	72	61	61	56	62	58
届出件数	58	53	76	66	61	64	62
景観アドバイザー会議開催回数	25	25	21	17	20	23	22
景観審議会開催回数	0	0	0	0	1	0	0

予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	アドバイザー報酬等	1,030	報酬	アドバイザー報酬等	1,157	報酬	アドバイザー報酬等	1,907
報償費	講師謝礼	105	報償費	講師謝礼	105	報償費	講師謝礼	137
旅費	アドバイザー旅費等	24	旅費	アドバイザー旅費等	29	旅費	アドバイザー旅費等	71
需用費	リーフレット印刷製本等	44	需用費	景観ニュース印刷製本等	52	需用費	景観ニュース印刷製本等	244
役務費	議事録作成料等	54	役務費	議事録作成料等	3	役務費	議事録作成料等	108
使用料等	会場使用料	22	使用料等	会場使用料	18	使用料等	会場使用料	71

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
行政費用	給与関係費	15,976	16,130	154	地方税等	0	0	0
	物件費	137	98	▲ 39	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	110	108	▲ 2	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	868	8,127	7,259	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 17,091	▲ 24,463	▲ 7,372
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	17,091	24,463	7,372	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 17,091	▲ 24,463	▲ 7,372
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 17,091	▲ 24,463	▲ 7,372	

備考 5年度においては、景観審議会が開催されなかったため、物件費が減少した。

問題点・課題 ○無彩色や高コントラストの建築物が頻りに計画される現状においては、景観に関する知見を有する景観アドバイザーと事業者との対面協議により、色彩・デザイン等に対するアドバイザーからの指摘への事業者の対応率を高めていく必要がある。
○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、より多くの地域住民に景観意識を啓発していくことが重要となるため、景観まちづくり活動をいかに地域に根付かせ興味・関心を継続させていくかが課題である。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	まち歩きやワークショップを中心に「景観まちづくり塾」を開催するとともに、景観かるた等を活用した塾の普及啓発活動を行う。	まち歩きやワークショップを中心に「景観まちづくり塾」を開催し、防災景観かるたの周知活動の支援を行った。	まち歩きやワークショップを中心に「景観まちづくり塾」を開催するとともに、防災景観かるたの周知活動を支援する。
②			
③			

他区の実況 (実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：19区
(世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区、千代田区)

議会要旨問状
・平成21年2定 地域の活性化に寄与する景観について
・平成23年4定 景観条例の制定について
・平成25年1定 景観に配慮をした公共サインについて

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	スーパー堤防の整備促進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	嶋根	
			担当者名	赤坂		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	河川法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	高潮対策として昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ堤防）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）につくりかえることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。							
対象者等	隅田川沿いの土地で開発事業等を行おうとする者 （区は対象者に対し、本事業の説明や協力要請を行っている）							
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 ※隅田川の延長23.5km（うち区の接岸延長約8km） 都市計画マスタープランにおける「全体構想」において、隅田川沿岸整備により「水辺を楽しめる空間の充実を図るとともに、治水対策などの防災機能の向上を図る」としている。							
経過	<input type="radio"/> スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備延長（地域別） 白鬚地区（3地区） 1,377m 南千住地区（2地区） 360m 町屋地区（2地区） 237m 東尾久地区（1地区） 336m 西尾久地区（3地区） 592m 計2,902m（約36%） 事業中：西尾久六丁目（遊園D）地区 97m（約1.2%） 南千住七丁目地区 40m（約0.5%）※完成時期未定 <input type="radio"/> 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備延長 白鬚地区（4地区）、三河島地区 計1,162m（約15%） <input type="radio"/> テラス整備 整備延長： 計6,705m（約84%）							
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、安全でうるおいのある水辺を再生し、区民に広く開放するために必要な事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	テラス整備率（%）	79	79	84	84	84	接岸延長に対するテラス整備延長
	②	土と緑の堤防整備率（%）	51	51	51	51	51	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		継続		治水性と親水性を兼ね備えた堤防の整備は、安全で快適な区民の暮らしに寄与する事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額 (6年度は見込み)	-	-	-	-	-	-	-	
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	1,031	1,033	2	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	60	561	501	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,091	▲ 1,594	▲ 503
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,091	1,594	503	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,091	▲ 1,594	▲ 503
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,091	▲ 1,594	▲ 503

備考 給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業ではないため、行政収入は発生しない。

問題点・課題
 ○法的拘束力はなく、開発者の協力により始めて実施可能となる事業のため、計画的な執行は見込めない。
 ○奥行がないなど敷地に余裕がない場合、現行の事業スキームでは対応困難である。
 ○区所有地(町屋公園・天王公園等)については、整備に向けた各種調整が必要である。
 ○荒川遊園A地区における堤防と公園が重複する部分の財産管理について、協議が整っていない状況である。
 ○早期スーパー堤防化が困難な区間については、テラスの先行整備により、ウォーキングロードを整備する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川遊園D地区の整備完了に向け、引き続き関係部署と修景工事に関する協議を行う。	関係部署間で協議を行い、公園工事(内容と工程)の検討を行った。修景工事は、令和9年度に実施する見込である。	令和9年度の整備完了に向け、引き続き関係部署との調整を行う。
②	町屋公園については、東京都と占用物等の撤去に関する協議を行う。また、天王公園については、用地取得に向けた交渉を継続する。	町屋公園については、東京都との占用物等に関する協議を継続しているほか、天王公園については、用地交渉を粘り強く行っている。	町屋公園については、撤去工事の設計を行う。天王公園については、堤防工事の着手に向け、確認書を締結する。
③	引き続き、東京都と荒川遊園A地区における財産管理の適正化に係る協議を行う。	東京都との荒川遊園A地区における財産管理の適正化に係る協議に向け、必要となる検討を行った。	継続して、東京都と荒川遊園A地区における財産管理の適正化に係る協議を行う。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	○東京都施行(隅田川) 中央、港、台東、墨田、江東、北、足立 ○国施行(江戸川・荒川・多摩川) 墨田、江東、大田、世田谷、北、板橋、足立、葛飾、江戸川

況議(要質問状)
 ・平成22年2定 汐入公園防災用の船着場の活用について
 ・平成22年4定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて
 ・平成27年度2月会議 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について
 ・令和4年度2月会議 気軽にスポーツができる環境の整備について
 ・令和5年度9月会議 町屋公園とこれに関連した公園及び隅田川沿岸の整備について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市計画マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根		
			担当者名	遠藤	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	都市計画法第18条の2			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	平成21年3月に改定した都市計画マスタープランに掲げる目標を実現するため、長期的な視点で街づくりを推進する。							
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当							
内容	<p>○都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。</p> <p>○都市計画マスタープランをもとに、新たな都市計画や街づくり事業の調整を行う。</p> <p>○建築敷地の細分化による密集市街地の拡大、再生産を防止するために、地区計画が定められていない地域全域に対し、新たに用途地域による敷地面積の最低限度を指定した。</p>							
経過	<p>平成8年度 当初の都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成16年度 （都）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定</p> <p>平成19年度 策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成</p> <p>平成20年度 策定業務委託、中間案のパブリックコメント、都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成21年度 （都）都市づくりビジョン改定</p> <p>平成22年度 市街地整備プログラムの策定（H24.3以降は3年毎に改訂、直近はR3.3）</p> <p>平成26年度 （都）都市計画区域マスタープラン改定（直近はR3.3）</p> <p>平成29年度 （都）都市づくりのグランドデザイン策定</p> <p>令和2年度 用途地域等改訂に関する資料作成・支援業務委託（都市計画課事務費にて対応）</p> <p>令和3年度 用途地域による敷地面積の最低限度（60㎡）を指定</p>							
必要性	都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効率的な街づくりを推進する必要性がある。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
推進		推進						
「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。								

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (6年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	11,338	11,358	20	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	658	6,166	5,508	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 11,996	▲ 17,524	▲ 5,528
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	11,996	17,524	5,528	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 11,996	▲ 17,524	▲ 5,528
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 11,996	▲ 17,524	▲ 5,528

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○東京都では、平成29年に「都市づくりのグランドデザイン」、令和3年に「都市計画区域マスタープラン」及び「都市再開発の方針」、令和4年に「住宅市街地の開発整備の方針」と「防災街区整備方針」等の定めた。
○区のマスタープランは、上記のマスタープランや関連計画・方針との整合性を図る必要があることから、改定内容等を注視していく。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都の各種方針等の改定に伴い引き続き都との調整を図っていく。	東京都の各種方針等の改定に伴い引き続き都との調整を図った。	東京都の各種方針等に基づき、都との調整を図っていく。
②	都市計画マスタープラン、市街地整備プログラムに基づき適切な進行管理を行う。	都市計画マスタープラン、市街地整備プログラムに基づき適切な進行管理を行った。	都市計画マスタープラン、市街地整備プログラムに基づき、適切な進行管理を行う。
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 0 区 不明 1 区)
改定時期	(H23)文京、(H27)世田谷/練馬、(H29)港/足立/新宿、(H30)/板橋、(H31)台東/墨田/江戸川、(R1)渋谷、(R2)北、(R3)千代田/豊島/江東/大田、(R4)中野/杉並、(R5)品川/目黒/葛飾

議会要旨
 ・平成22年3定 町屋地域全体のまちづくりについて、町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて
 ・平成23年1定 荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくりについて
 ・平成23年4定 魅力ある尾久地域の整備について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	防災都市づくり推進計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根			
		担当者名	遠藤	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 9（1997）年度	根拠						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	震災の予防、被害の拡大防止の観点から、東京都震災対策事業計画において、地震に強い都市づくりを推進するための対策として位置付けられた取組のうち、延焼遮断帯の整備のほか、緊急輸送道路の機能確保や避難場所等の確保に取り組むとともに、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化など面的な整備を進める。							
対象者等	防災都市づくりのための施策を実施している地域							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備、都市防災不燃化促進事業 ○特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業 ○密集住宅市街地整備促進事業による主要生活道路や広場等の整備及び建築物の不燃化・共同化 ○木造（非木造）建物耐震化推進事業やブロック塀等改修助成事業 ○老朽空家住宅除却助成事業 ○防災都市づくり推進計画（以下「推進計画」とする）で指定された整備地域、重点整備地域の事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域【荒川地域：約591ha 千駄木・向丘・谷中地域：約212ha】 ・重点整備地域：整備地域の中から、重点的に事業展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域【町屋・尾久地区：約242.6ha、荒川・南千住地区：約123.4ha】 							
経過	昭和58年度 都市防災不燃化促進事業開始 昭和62年度 密集住宅市街地整備促進事業開始 平成7年度 推進計画〈基本計画〉策定⇒荒川地域（約583ha）が重点整備地域（現整備地域）に指定 平成8年度 推進計画〈整備計画〉策定⇒町屋・尾久地区（約267ha）が重点地区（現重点整備地域）指定 平成21年度 推進計画改定⇒千駄木・向丘・谷中地域（約212ha）が整備地域に指定 平成25年度 不燃化特区整備促進事業開始 荒川2・4・7丁目地区（約48.5ha）が不燃化特区に指定 平成26年度 町屋・尾久地区（242.6ha）が不燃化特区に指定 平成27年度 推進計画改定⇒荒川2・4・7丁目地区（約48.5ha）が重点整備地域に指定 令和元・2年度 推進計画「基本方針」「整備プログラム」改訂 令和3年度 不燃化特区延伸（～R7年）荒川2・4・7丁目地区を荒川・南千住地区（約123.4ha）に変更							
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	-	-	-	-	-	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	②	不燃領域率（荒川・南千住）（%）	65.1	65.8	66.4	68.2	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	64.1	64.5	65.0	67.5	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続	継続	密集地域はこの推進計画でも重点整備地域等に位置づけられており、都と連携して事業を継続して実施する必要がある。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（6年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	4,123	4,130	7	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	239	2,242	2,003	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,362	6,372	2,010	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,362	▲ 6,372	▲ 2,010

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○密集市街地内における一時集合場所につながる道路の防災性についての検討が必要である。
○西日暮里三丁目地区が含まれる「千駄木・向丘・谷中地域」においても防災性向上に向けた取組みについての検討が必要である。
○木造密集地域の改善に資する地区計画の導入を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改訂した防災都市づくり推進計画の運用	防災都市づくり推進計画を適切に運用した。	防災都市づくり推進計画を適切に運用する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3定 町屋地区の防災性向上策について 令和元年6月 建築敷地の細分化に対する規制の導入について 令和 2年2月 防災街づくりについて(敷地面積の最低限度) 令和 2年7月 狭小な建売住宅の建設に対する新たなルール作りについて

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-12		戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根		
			担当者名	遠藤	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 6年度 <input type="checkbox"/> 5年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参加する仕組みづくりを検討する。							
対象者等	区民							
内容	<p>○区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える場合の手法となる地区計画制度に興味を示してもらうため、地区計画策定の手引きを作成するとともに、初期の各種相談に即時に対応できる体制及び検討段階における支援体制を構築を目指す。</p> <p>○まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 都市計画の提案制度や近年制定する自治体が増えつつあるまちづくり条例の創設等、荒川区らしい区民参加の仕組みを模索する。</p>							
経過	平成18年度	区政改革懇談会（まちづくり・環境分科会事務局）の実施 荒川区基本構想策定						
	平成21年度	西日暮里三丁目まちづくり協議会の活動を参考に「地区計画策定の手引」作成						
	平成23年度	荒川区景観計画策定、景観条例制定 ⇒景観まちづくり活動を行う区民組織の育成、認定、技術的支援の制度を創設						
	平成28年度	区民主体のまちづくり活動である日暮里中央通りまちづくり協議会の設立						
	平成30年度	三の輪銀座商店街振興組合からまちづくりルール導入についての相談（～令和4年度）						
	平成31年度	日暮里中央通り沿道地区地区計画決定（4/1）						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	まちづくりに関する活動組織数	11	11	10	10	11	組織の数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		継続 時代の要請である住民主体のまちづくりに対し、支援を継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		4,696	—	—	—	—	—	—
決算額(6年度は見込み)		4,536	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名(6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳								
令和4年度(決算)			令和5年度(決算)			令和6年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	2,061	2,065	4	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	120	1,121	1,001	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,181	▲ 3,186	▲ 1,005
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,181	3,186	1,005	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,181	▲ 3,186	▲ 1,005
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,181	▲ 3,186	▲ 1,005

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるように、様々なまちづくり活動の情報を入手できる機会や、活動に参加できる機会を増やす必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	必要に応じて適宜まちづくり活動をサポートをする。	必要に応じて適宜まちづくり活動をサポートした。	適宜まちづくり活動をサポートをする。
②			
③			

他区の実況 (実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)
 まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

議会(要旨)状況
 ・平成19年2定 生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について
 ・平成20年1定 都市再生整備計画などを活用したまちづくりについて
 ・平成20年3定 総合的なまちづくり条例制定について
 ・平成28年度11月会議 住民が考えるまちづくりについて
 ・平成30年度11月会議 商店街における街づくりルールの策定について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-13		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	嶋根	
			担当者名	宇野		内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備について基本的なルールを定めることにより、住宅等の居住者における快適な居住環境を確保するとともに、周辺地域における生活環境の維持向上を図りつつ、住宅等の居住者と周辺住民が良好な近隣関係を築くことにより、豊かな地域社会の形成を図る。							
対象者等	①15戸以上の共同住宅、寄宿舎又は長屋の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築を行う事業者等							
内容	<p>○建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立、土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、土壌汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例の届出等は関係各課で対応</p> <p>○工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行う ※条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能</p>							
経過	平成19年 9月27日制定 要綱から集合住宅を条例化 平成25年 3月21日改正 要綱から戸建住宅等を条例化 平成27年10月30日改正 子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化 ※家族向け住宅附置義務強化：従前30戸以上から対象⇒15戸以上から対象 平成30年 3月29日規則改正 管理時における駐車施設の変更の協議の規定新設 令和 4年 3月23日改正 ①共同住宅と長屋の複合用途の建築物、住戸数が15以上の長屋を適用対象に追加、②隣接する土地で同一の者が同時期に一戸建ての住宅を建築する場合に一体とみなす規定追加、③建築後に1年以内に用途変更をする場合の手続き規定新設、④開発を行う際の手続き、協議内容、遵守に関する規定を追加等 ※これまでは主に建設時の義務を付加してきたが、建設後の維持管理に関する規定を追加							
必要性	既成市街地における民間開発事業に対して、住環境の維持・向上を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課が窓口となって指導を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	計画時の条例適合率（%）	87	100	100	100	100	適合/届出
	②	完了時の条例適合率（%）	88	100	100	100	100	完了確認通知/完了届出
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
推進	推進		民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上に欠かせない事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (6年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	建築計画書提出(件)	27	32	32	40	31	32	
	工事完了確認通知書交付(件)	24	25	26	22	24	26	
予算・決算の内訳								
令和4年度(決算)			令和5年度(決算)			令和6年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	5,153	5,163	10	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	299	2,803	2,504	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,452	▲ 7,966	▲ 2,514
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,452	7,966	2,514	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,452	▲ 7,966	▲ 2,514
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,452	▲ 7,966	▲ 2,514

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

条例には、努力義務を課すものがあり、内容が形骸化しないよう条例の主旨に鑑み、一定の基準をもって指導を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	規定及び社会状況に則した適切な運用を行う。	社会状況に則した適切な運用を行うとともに、厳格に規定に沿った対応を行っている。	社会状況に則した適切及び厳格な運用を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	未実施地区：5区(千代田・中央・品川・杉並・葛飾)
議会要旨問状	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月 集合住宅条例(その後に関する問題)について 平成26年2月 住環境条例(ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題)について 令和3年9月 住環境条例(共同住宅と長屋からなる1棟の物件)について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-14		戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	嶋根	
			担当者名	宇野		内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-05-02	災害時地域貢献建築物認定事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 6年度 <input type="checkbox"/> 5年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画		<input checked="" type="checkbox"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	11 防災・防犯のまちづくり						
	施策	01 災害時における体制の強化						
目的	水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。							
対象者等	次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物							
内容	<p>○「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証交付、認定プレート掲示</p> <p>○「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知</p> <p>※認定基準</p> <p>①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること</p> <p>②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること</p> <p>③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること</p> <p>④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること</p>							
経過	平成23年8月1日制定 (災害時地域貢献建築物への資機材購入費助成金交付要綱 平成23年9月1日制定 区民生活部防災課)							
必要性	緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員) 認定プレート作成委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	認定建築物の数(件)	13	14	14	15	31	認定建築物の数(累計)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		継続		大規模水害時における垂直方向の避難場所を確保することは、万一高台へ避難できない場合の有効な手段であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		266	212	212	128	85	85	85
決算額 (6年度は見込み)		23	65	0	38	26	0	85
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	認定件数 (年度毎)	0	1	0	0	1	0	
	認定辞退件数 (年度毎)	1	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	認定プレート作成	26	委託料	認定プレート作成	0	委託料	認定プレート作成	85

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	3,092	3,098	6	地方税等	0	0	0
	物件費	26	0	▲ 26	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	180	1,682	1,502	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,298	▲ 4,780	▲ 1,482
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	3,298	4,780	1,482	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,298	▲ 4,780	▲ 1,482
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,298	▲ 4,780	▲ 1,482

備考 5年度においては、物件費が認定プレート作成委託料の実績減に伴い減少した。

問題点・課題 マンションの居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」の意識を促していく必要があるとともに、各マンションが認定を受けやすくなるよう、支援制度の拡充を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	既存の建築物及び新築するマンション等へ認定の働きかけを行う。	既存のマンション及び新築するマンション等へ認定の働きかけを行っている。	既存のマンション及び特に新築するマンション等へ認定の働きかけを行っていく。
②	認定された建築物に対して、避難計画や町会と連携した取組のヒアリング等を行い、フォローアップを実施していく。	認定された建築物に対して、避難計画や町会と連携した取組のヒアリングを行った。	認定された建築物に対して、避難計画や町会と連携した取組等の状況を把握していく。
③	認定建築物の居住者に負担のかかる可能性があることから、支援制度の拡充を検討していく。	認定建築物の居住者に負担のかかる可能性があることから、支援制度の拡充を検討している。	避難発生時の状況を考えるとトイレ及び食料等の支援が必要であることから対応を考慮していく。

他区の実況	(実施 4 区 未実施 0 区 不明 18 区)
	墨田区「大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定」、江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」、足立区「水害時緊急避難建物」、葛飾区「水害時における民間集合住宅との一時避難協定」

況 (要旨) 議会質問状
・令和4年10月 認定建築物を増やすための取組について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-15		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	嶋根	
			担当者名	赤坂		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-18-01	南千住駅東側地域まちづくり推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 62（1987）年度	根拠	都市計画法、都市再開発法、社会資本整備総合					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	交付金交付要綱（国）					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	本事業は、大都市地域等の既成市街地等について、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ、職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行うものである。							
対象者等	南千住地区住宅市街地総合整備事業 施行区域：約68.9ha(南千住三丁目、四丁目、八丁目の一部)							
内容	南千住地区特定住宅市街地総合整備促進事業(平成6年3月 整備計画の大臣承認)							
	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進 ①都市計画決定(南千住北部地区地区計画・道路・駐輪場)手続き ②住宅市街地総合整備事業の計画(整備計画・事業計画)策定手続き ③関連公共施設(補助321号線・補助322号線・補助189号線)の整備 ④W街区開発事業(商業施設等)の推進 ⑤住宅市街地整備推進協議会(国土交通省・都道府県・区市町村)の全国会議出席 ⑥国土交通省所管公共事業の再評価(平成15年・平成20年)手続き ⑦その他(暫定利用部分(W街区事業用定期借地・東京メトロ代替地)の今後の取扱)							
経過	平成 8年 4月	都市計画決定(都市計画道路・南千住北部地区再開発地区計画(E街区))						
	平成14年 3月	都市計画変更(南千住北部地区地区計画(W1街区))						
	平成15年 1月	補助322号線(東口交通広場合む)完成						
	平成15年 3月	W2街区における事業用定期借地権設定契約締結(令和5年3月19日まで)						
	平成16年 3月	補助321号線(第1期)概成(東京メトロ千住車両基地東側は未整備)						
	平成19年 3月	事業期間延伸、パ-フロント工区住宅竣工(UR都市機構・民間事業者)※国費平成26年度まで						
	平成20年 5月	W1街区:民間事業者住宅竣工(計画住宅供給戸数の達成)						
	平成31年 3月	補助321号線(第2期)事業認可期間の延伸(令和4年度まで)※令和5年度まで延伸済み						
	令和元年度	W2街区現況調査等業務委託実施、補助321号線(第2期)の一部区間の暫定整備						
	令和 3年 3月	UR都市機構と「南千住駅東側地域のまちづくりの推進に関する協定書」締結						
	令和 4年10月	W2街区における事業用定期借地権設定契約締結(令和15年3月19日まで)						
必要性	施行区域内の道路ネットワークの充実を図るため、本事業を継続する必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 道路整備、公園整備							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	住宅供給(戸)	2,656	2,656	2,656	2,656	2,656	C工区(1,847戸)、RF工区(800戸)
	②	公共施設整備(m)	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
③	施行区域内居住人口(推計)(人)	7,474	7,464	7,496	7,448	7,464	住宅供給街区+既成市街地	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続	継続		平成27年度に住宅供給戸数等が計画目標に達したものの、事業完了公告を行ってしまうと、施行区域内の所有地の優先取得が困難となることから、当面事業を継続する。					

予算・決算額等の推移	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額	—	—	—	—	—	4,081	4,301	
決算額 (6年度は見込み)	—	—	—	—	—	0	4,301	
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			委託料	まちづくりビジョン作成にかかる事業検討調査	0	委託料	まちづくりビジョン作成にかかる事業検討調査	4,301

行政コスト計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額
	給与関係費	1,546	2,065	519	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	90	1,121	1,031	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,636	▲ 3,186	▲ 1,550
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
行政費用合計 (b)	1,636	3,186	1,550	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,636	▲ 3,186	▲ 1,550	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,636	▲ 3,186	▲ 1,550	

備考 給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業ではないため、行政収入は発生しない。

問題点・課題 ○住宅供給戸数及び居住人口は概ね目標に達しているため、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。残事業である都市計画道路補助189号線については、第四次事業計画における優先整備路線であるものの、当該路線の整備用地の一部に東京メトロの車庫が含まれており、用地取得には多額の補償費(代替地提供を含む)が必要になることから、方向性の検討にあたっては、長期的な視点で行う必要がある。
○暫定利用部分であるW2及びW3街区については、土地所有者であるUR都市機構などの関係者と連携し、将来的な本格整備の方向性について、継続的に検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助189号線整備について東京メトロと協議を行うとともに、庁内においては今後の進め方について検討する。	東京メトロと協議を行い、事業化に向けて解決しなければならない課題を共有した。	東京メトロとの協議を継続するとともに、庁内において事業化に向けた課題を整理し、解決策を検討する。
②	W2-W3街区について、必要な調査を実施し、まちづくりビジョン案を作成する。	人流及び事業者等のヒアリング調査を行ったほか、庁内PTにより、課題の整理、事例の研究、まちづくりの方向性の検討を行った。	庁内PTでの検討結果等を踏まえ、必要な調査等を行い、まちづくりビジョン案を作成する。
③			

他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
-------	---------------------------

議会要旨
 ・平成22年1定 南千住の住み良い街づくりについて
 ・令和 2年度 2月会議 LaLaテラス南千住の今後について (当面の利用継続と今後の利用の検討)
 ・令和 4年度11月会議 南千住東側 (ララテラス) の街づくりについて
 ・令和 4年度 2月会議 ララテラスを含む南千住駅東側地域のにぎわいについて
 ・令和 5年度 2月会議 今後のララテラスの在り方について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-16		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	バリアフリー整備促進事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	嶋根	
			担当者名	渡辺		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-07-01	バリアフリー整備促進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。							
対象者等	区民、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など							
内容	荒川区バリアフリー基本構想推進協議会には、交通事業者、関係行政機関及び施設管理者等で構成され、特定事業計画の策定・推進・進捗管理を行う特定事業検討委員会と、特定事業計画に対し、住民の視点で課題や意見をとりまとめる住民検討委員会の2つの下部組織がある。 区では、この2つの検討委員会と全体で行う推進協議会間で事業進捗と情報の共有を図ることにより、バリアフリー基本構想の実現を目指していく。							
経過	平成14年 3月	「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定						
	平成22年 3月	「荒川区バリアフリー基本構想」策定						
	平成23年 3月	「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想」策定						
	平成24年 3月	「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定						
	平成25年 3月	「南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定						
	平成26年 3月	「熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定						
	令和 2年12月	「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（特定事業検討委員会）」開催						
	令和 3年 3月	「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催、「基本構想（更新版）」策定						
	令和 4年11月	「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（住民検討委員会）」開催						
	令和 5年 3月	「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催						
	令和 5年12月	「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（住民検討委員会）」開催						
必要性	すべての人が利用しやすい施設等の整備を確実に推進していくため、必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	特定事業計画（道路）の完了率（%）	28	43	47	55	62	整備済／事業計画、3年度以降は更新版の項目数に変更
	②	特定事業計画（道路以外）の完了率（%）	57	67	69	80	86	整備済／事業計画、3年度から「公共施設」を「道路以外」に変更
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
重点的に推進	重点的に推進	高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		336	339	596	325	323	439	441
決算額 (6年度は見込み)		167	76	372	112	250	102	441
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	推進協議会開催回数 (回)	1	0	1	0	1	0	
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	委員謝礼等	199	報償費	委員謝礼等	87	報償費	委員謝礼等	309
需用費	協議会賄い	10	需用費	協議会賄い	4	需用費	協議会賄い	16
役務費	レクリエーション保険	2	役務費	レクリエーション保険	2	役務費	レクリエーション保険	3
委託料	同行援護委託	28	委託料	同行援護委託	9	委託料	同行援護委託	84
使用料等	会場使用料	12	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	29

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
行政費用	給与関係費	8,761	6,196	▲ 2,565	地方税等	0	0	0
	物件費	50	13	▲ 37	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	200	89	▲ 111	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	509	3,363	2,854	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,520	▲ 9,661	▲ 141
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,520	9,661	141	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,520	▲ 9,661	▲ 141
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,520	▲ 9,661	▲ 141	

備考

補助費等は、委員謝礼等の実績減に伴い減少した。

問題点・課題

- 地区別特定事業計画の整備内容の充実、改善
- 荒川区全体への展開
- 都立大学と協力した「心のバリアフリー」についての評価方法検討

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特定事業計画の進捗管理や評価を実施し、事業推進に向け関係事業者と連携を図っていく。	特定事業計画の進捗確認を行い、特定事業計画の進捗状況や課題について、取りまとめた。	令和5年度末をもって、各特定事業計画の「短期」の目標年を迎えたことから、これまでの進捗確認及び課題の整理を行う。
②	住民検討委員会を開催し、特定事業計画の推進に向け、意見交換を実施する。	住民検討委員会を通じて、まち歩き点検やバリアフリーに関する意見交換を実施した。	住民検討委員会を開催し、特定事業計画の推進に向け、意見交換や課題の共有を実施する。
③	国や東京都の動向を注視しながら、「心のバリアフリー」の評価方法を検討していく。	住民検討委員会を通じて「心のバリアフリー」に関する取組み事例を紹介し、課題等を共有することができた。	関係団体や都立大学と連携し「心のバリアフリー」の評価方法を検討していく。

他区の実況

(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)

※新法での策定は、港区、台東区、目黒区、大田区、豊島区、葛飾区、中野区、杉並区、品川区、文京区、足立区、渋谷区、世田谷区 旧交通バリアフリー法での策定は、千代田区、新宿区、墨田区、江東区、北区、板橋区、練馬区 未実施は、中央区、江戸川区

議会(要旨)状況

- 平成27年度11月会議 「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開について
- 平成28年度2月会議 日暮里駅北口のバリアフリー化について
- 平成30年度6月会議 区内の主要な駅のバリアフリー化の促進について
- 令和元年度2月会議 鉄道駅におけるホームドアの設置について
- 令和3年度6月会議 紅葉橋のバリアフリー化について(エレベーター及びエスカレーターの設置)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根		
			担当者名	渡辺	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。							
対象者等	○事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上 ○朝タラッシュ時の混雑緩和 ○バリアフリー化の推進 ○乗換利便性の向上を図るため駅の改良 ○鉄道施設等の建設 ○鉄道施設等の貸付 ○鉄道施設等の維持管理 							
経過	<p>平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表</p> <p>8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート（成田スカイアクセス線）の早期整備が位置付けられる</p> <p>14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%）</p> <p>18年 3月 計画上り線切替え</p> <p>19年 7月 京成線・JR連絡口統合化</p> <p>21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典</p> <p>22年 3月 日暮里駅工事完了</p> <p>22年 7月 成田スカイアクセス線開業</p> <p>荒川区が成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催</p>							
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>○事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。</p> <p>○整備費の一部として、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	一日あたりの乗降客数（人） （京成日暮里駅）	71, 278	83, 830	94, 963	106, 000	128, 300	京成電鉄発表値(5年度まで)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度	7年度							
継続	継続	日暮里駅整備株の適切な運営に関する調整を継続して実施する。						

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	多様な交通手段の確保	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根		
		担当者名	渡辺	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-11-01	コミュニティバス関連事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 17（2005）年度	根拠	道路運送法、道路交通法、道路法				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	03	交通環境の整備				
目的	コミュニティバス運行事業者等と連携し、高齢者や障がい者等の移動手段を確保する。						
対象者等	区民、区民以外						
内容	<p>【コミュニティバスの利用促進】</p> <p>①運行 京成バス株による自主運行（運行補助なし）。 区はバス停留所等の整備、車両購入費の一部補助</p> <p>②運行経路（南千01系統）南千住駅西口、町屋駅、荒川区役所、南千住駅西口を結ぶ左回り循環 （南千02・02-1系統）南千住駅西口、町屋駅、南千住駅西口を結ぶ右回り循環 （南千03系統）汐入を経由して南千住駅東口、南千住駅西口を結ぶ往復運行</p> <p>【新たな交通手段の検討】</p> <p>①デマンド交通 令和5年度 旧「町屋さくら」ルートの一部でデマンド交通の実証運行を実施</p>						
経過	<p>平成16年12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結</p> <p>平成17年 4月20日 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統）</p> <p>平成20年10月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統）</p> <p>平成24年 2月 「荒川区地域公共交通会議」の設置</p> <p>平成24年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」運行開始（町屋04系統）</p> <p>令和 4年 3月31日 コミュニティバス「町屋さくら」運行終了（町屋05系統）</p> <p>令和 5年 3月31日 コミュニティバス運賃改定</p> <p>令和 5年 7月 3日 デマンド交通の実証運行開始</p> <p>令和 6年 3月 1日 コミュニティバス「さくら」「汐入さくら」減便</p> <p>令和 6年 3月29日 デマンド交通の実証運行終了</p>						
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 「さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	856	965	940	520	570	令和6年3月の減便に伴い、目標値を見直した
	② 「汐入さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	787	868	886	690	-	令和7年3月末廃止予定
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度	7年度						
推進	推進	コミュニティバスの安定的な運行を目指し、事業者と連携しながら利用促進策を協議していくとともに、新たな交通手段の検討など、多様な交通手段の確保について推進していく。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		20,117	7,163	7,163	17,155	15,869	27,912	3,191
決算額 (6年度は見込み)		0	36	44	9,021	57	23,960	3,191
実績の推移	事項名 (6年度は見込み)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	委員謝礼	53	報償費	委員謝礼	86	報償費	委員謝礼	164
需用費	会議用賄い等	4	需用費	会議用賄い等	31	需用費	会議用賄い等	11
委託料	調査検討委託	0	委託料	調査検討委託	9,137	委託料	調査検討委託	3,000
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	16
工事請負費	停留所改修工事	0	工事請負費	停留所改修工事他	14,706	工事請負費		

行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	行政収入	勘定科目		4年度	5年度	差額
	給与関係費		13,914	11,772	▲ 2,142		地方税等		0	0	0
物件費		4	9,168	9,164	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	8,030	8,030	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		53	86	33	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		808	6,390	5,582	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 14,779	▲ 35,446	▲ 20,667		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		14,779	35,446	20,667	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 14,779	▲ 35,446	▲ 20,667		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 14,779	▲ 35,446	▲ 20,667		

備考 令和5年度については、デマンド交通実証運行、停留所改修工事及び乗務員休憩所改修工事を実施したため物件費、維持補修費が増額した。

問題点・課題 ○既存路線の収支改善や維持に関する協議、検討
○地域住民の移動手段の維持及び確保に向けた取組

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	京成バス(株)と連携を図りながら、既存路線を維持するための施策を検討する。	慢性的な運転手不足に加え、自動車運転手の労働環境改善の基準の見直しに伴い、運行計画の見直しを実施した。	京成バス(株)と連携し、既存路線を維持するための施策について検討する。
②	デマンド交通の実証運行に向け、関係事業者と調整を行う。	旧「町屋さくら」ルートにおけるデマンド交通の実証運行を行った。	新しい交通手段の動向を注視しつつ、地域の特性に合った移動手段の検討を行う。
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
	実施済は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区 未実施は、目黒区(実証運行中)、中野区(実証運行中)、江戸川区

議会議決(要旨)	町屋さくら廃止後の代替交通について 令和4年度9月会議 令和5年度6月会議 令和5年度9月会議 令和5年度9月会議 令和5年度11月会議	デマンド交通の実証運行について 地域公共交通の在り方検討及び運行補助について 331号線開通にあわせた運行ルート変更について 331号線開通にあわせた運行ルート変更及び自動運転について
----------	---	---

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	11-01-19		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	擁壁等対策事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	嶋根		
			担当者名	遠藤	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-16-01	擁壁等対策事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 6年度 <input checked="" type="radio"/> 5年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区擁壁等対策工事助成金交付要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	大雨等の自然災害に備えて、荒川区内の土砂災害特別警戒区域内等に存するがけ又は擁壁（以下「擁壁等」という。）を所有する区民等に対して、専門家派遣及び工事助成といった支援を行うことで、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。							
対象者等	対象地に存する擁壁等の所有者（借地権者を含む） ただし、地方公共団体、鉄道事業者、不動産業者、建設業者を除く							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣 荒川区建築設計事務所協会との協定書により実施 申込者に対して区は擁壁専門家を派遣（申込者の費用負担はなし） 擁壁専門家は以下の業務を行う ①現地調査及び申込者ヒアリング ②対策内容の提案書の作成及び申込者への説明 ●対策工事助成 助成の対象は、①耐震診断の結果倒壊の恐れがあり、②一定範囲内に被災想定家屋があり、③安全上有効と思われる工事助成の額は、補助対象工事費の1/2以内かつ上限1,000万円 							
経過	平成27～28年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査【都】 平成30年1月30日 区域指定【都】 平成30年5月28日 荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱制定 6月20日～擁壁専門家派遣事業開始（都市計画課事務費で実施） 平成31年4月1日 擁壁等対策工事助成金交付要綱制定・擁壁等対策工事助成開始							
必要性	各地で大雨による土砂災害が続発する中で、本事業は、土砂災害のおそれのある区域に存する擁壁等の安全性を確保するために専門家の派遣や工事助成を行うものであり、災害に強いまちづくりを推進するために必要な支援策である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 擁壁専門家派遣事業の流れ：申込み⇒専門家派遣⇒現地調査・ヒア⇒対策提案書作成・説明 対策工事助成の流れ：事前協議⇒内定申請・決定⇒工事契約・着手・完了⇒交付申請・決定⇒請求							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	擁壁専門家派遣(件)	5	5	5	7	10	実績の累計件数
	②	対策工事助成(件)	0	0	0	1	5	実績の累計件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度	7年度							
推進	推進	土砂災害防止法に基づく区域指定を受け、引き続き警戒避難体制整備のほか、区域内の擁壁等の安全性確保に向けた取組を行う。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	11,648	11,249	11,276	10,949	10,949	11,030
決算額（6年度は見込み）		—	1,106	0	473	0	0	11,030
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	擁壁専門家派遣（件）	1	3	0	1	0	0	2
	対策工事助成（件）	—	0	0	0	0	0	1
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	0	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	0	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	1,030
負担金等	擁壁等対策工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	10,000

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	4年度	5年度	差額		4年度	5年度	差額	
	給与関係費	1,031	1,033	2	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	60	561	501	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,091	▲ 1,594	▲ 503
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,091	1,594	503	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,091	▲ 1,594	▲ 503
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,091	▲ 1,594	▲ 503

備考

5年度においては、擁壁専門家派遣業務委託の実績がなかったため、物件費及び国庫支出金は発生していない。

問題点・課題

○対象区域内の方に事業について、周知を図る必要がある。
○対策工事費が高額になることが想定されるため、事業開始後も、他区の状況を見ながら、事業が着実に進むような補助割合・上限額の検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合等を検討する。	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討した。	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討する。
②	引き続き、区の負担軽減策を検討する。	引き続き、区の負担軽減策を検討した。	引き続き、区の負担軽減策を検討する。
③	事業の未利用者に対して、周知を行う。	事業の未利用者に対して、改めて周知を行った。	事業の未利用者に対して、改めて周知を行う。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	●専門家派遣実施区—港、新宿、品川、大田、世田谷、北、板橋、豊島 ●工事助成実施区—千代田、港、新宿、文京、台東、品川、目黒、大田、世田谷、豊島、北、板橋

議会議決要旨	
--------	--